

資 料

三鷹市自治基本条例

平成17年10月 1 日

条例第17号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 市民及び市民自治（第4条—第6条）

第3章 市議会（第7条・第8条）

第4章 執行機関（第9条—第11条）

第5章 市政運営（第12条—第28条）

第6章 参加及び協働（第29条—第35条）

第7章 政府間関係（第36条—第38条）

附則

主権者である市民の信託に基づく三鷹市政は、参加と協働を基本とし、市民のために行われるものでなければならない。

市民にとって最も身近な政府である三鷹市は、市民の期待に応え、市民のためのまちづくりを進めるとともに、まちづくりを担う多くの人々が、参加し、助け合い、そして共に責任を担い合う協働のまちづくりを進めることを基調とし、魅力と個性のあふれるまち三鷹を創ることを目指すものである。

三鷹市は、文人たちも愛した緑と水の豊かなまちであり、これまでの歩みの中でも市民生活の向上に積極的に取り組むなど、常に先駆的なまちづくりを進めてきた。

私たち市民は、郷土三鷹を愛し、自然と文化、歴史を大切にし、誇りに思える地域社会を築くとともに、世界平和への寄与、基本的人権の尊重、協働とコミュニティに根ざした市民自治を確かなものとし、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨をこの三鷹において実現するために、三鷹市の最高規範として、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、三鷹市における自治の基本理念と基本原則及び自治機構と自治運営の基本的な仕組みを定め、市民の信託に基づく市議会及び市長等の役割と責任を明らかにするとともに、市民自治による協働のまちづくりを推進し、もって日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。
- (2) 事業者等 市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む団体をいう。
- (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員

会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(4) 市 基礎自治体としての三鷹市をいう。

(条例の最高規範性等)

第3条 この条例は、市政運営における最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定並びに法令、条例、規則等の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合性を図らなければならない。

2 市民及び市は、地方自治の推進に向けた取組を通してこの条例の不断の見直し及び検証を行い、将来にわたりこの条例を発展させるものとする。

第2章 市民及び市民自治

(地域における市民の権利、責務等)

第4条 市民は、地域における自治活動、コミュニティ活動、ボランティア活動等の社会貢献活動その他の自主的な活動を推進するために主体的に組織等を作り、他の何人からも干渉されず、自由に自立した活動を営むことができる。

2 市民は、地域の諸課題の解決に向けて自ら行動し、市民自治を実現するため、まちづくりを主体的に行うことができる。

3 市民は、前2項の活動を行うときに、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、市民相互の連帯及び責任に基づき、互いの意見及び行動を尊重しなければならない。

(市政における市民の権利、責務等)

第5条 市民は、市政の主権者であり、市政に参加する権利を有する。この場合において、市政に参加しないことによって不利益な扱いを受けない。

2 市民は、市政情報に関し知る権利を有するとともに、自己に係る個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利を有する。

3 市民は、法令又は条例の定めるところにより納税の義務を負うとともに、適正な行政サービスを受ける権利を有する。

(事業者等の権利、責務等)

第6条 事業者等は、自由に自立した活動を営むとともに、市民及び市と相互に連携及び協力を図り、協働の担い手としてまちづくりに参加する権利を有する。

2 事業者等は、法令又は条例に定める責務を遵守するとともに、市民とともに地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、安全でよいある快適な環境の実現及びまちづくりの推進に寄与するよう努めなければならない。

第3章 市議会

(市議会の役割、責務等)

第7条 市議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される意思決定機関であり、市民の信託に応えるため、事案の決定、市政の監視及びけん制を行うものとする。

2 市議会は、市民への情報提供を積極的に推進するとともに、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。

3 市議会は、前2項の役割、責務等を果たすため、市議会の持つ権能を最大限に発揮して活動するものとする。

(市議会の立法活動、調査活動等)

第8条 市議会は、議会の活性化に努めるとともに、独自の政策提言及び政策立案の強化を図るため、立法活動、調査活動等を積極的に行うものとする。

第4章 執行機関

(市長の責務)

第9条 市長は、その地位が市民の信託によるものであることを認識し、市政の代表者として市民の信託に応え、市民自治の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。

2 市長は、毎年度、市政運営の方針を明確に定めるとともに、その達成状況を市民及び市議会に説明しなければならない。

(執行機関の連携及び協力)

第10条 市の各々の執行機関は、所掌事務について、自らの判断及び責任においてこれを公正かつ誠実に処理するとともに、市長の総合的な調整のもと、執行機関相互の連携及び協力を図りながら、一体として行政機能を発揮しなければならない。

(補佐職の設置等)

第11条 市長は、助役等の常勤の特別職に加えて、市長の業務を補佐し、専門的な助言を行うため、補佐職等を設置することができる。

2 市長は、地方自治法第161条第2項及び第3項の規定に基づき設置する助役について、その職が市長を補佐し、代理する職であることを明確にするため、助役の呼称を副市長とすることができる。

第5章 市政運営

(市の率先行動の基本原則)

第12条 市は、国が批准した国際規約等で確認されている人間の尊厳、自由、平等及び持続可能な発展を実現するため、市の役割と責任を明確にし、率先して行動するよう努めるものとする。

(基本構想及び基本計画の位置付け等)

第13条 市長等は、総合的、計画的な市政運営を行うため、市の最上位計画として市議会の議決を経て基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定するものとする。

2 基本構想及び基本計画に基づき策定する個別計画は、基本構想及び基本計画との整合及び連動が図られるようにしなければならない。

(情報公開等)

第14条 市は、市の保有する情報が市民の共有財産であり、すべての人の知る権利の実効的保障が、市民参加及び公正かつ民主的な市政運営の推進のために極めて重要であることを認識し、開かれた自治体として積極的な情報公開及び情報提供を行わなければならない。

(個人情報の保護)

第15条 市は、市民の基本的人権を守るため、個人情報の適正な保護を行うとともに、何人に対しても、自己に係る個人情報の開示と適正な措置を請求する権利を保障するため、必要な措置を講じなければならない。

(パブリックコメント)

第16条 市長等は、重要な条例及び計画の策定等に当たり、市民の意見を反映させるために事前に案を公表し、市民の意見を聴取するとともに、これに対する市長等の考え方を公表しなければならない。ただし、特に緊急を要する場合は、この限りでない。

(説明責任)

第17条 市長等は、政策決定の理由を説明する責任を有するとともに、計画の策定及び事業の実施に当たって掲げた目標について、達成の有無及び達成状況等の結果を市民に分かりやすく説明しなければならない。

(要望、苦情等への対応)

第18条 市長等は、市政に関する市民の要望、苦情等に誠実、迅速かつ的確に対応するとともに、その結果について速やかに市民に回答しなければならない。

2 市長等は、市民から苦情として寄せられた事案について、その原因を追求し、再発防止、未然防止等の適正な対応に努めなければならない。

3 市長等は、毎年度、市民の要望、苦情等への対応状況について年次報告を取りまとめ、これを公表する。

(オンブズマン)

第19条 市長は、市民の市政に関する苦情を公正かつ中立な立場で迅速に処理することにより、市民の権利利益を擁護し、市政に対する市民の信頼性を高め、公正かつ透明な市政の推進を図るため、三鷹市総合オンブズマン(以下「オンブズマン」という。)を設置する。

2 オンブズマンは、市民の申立てに係る苦情又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、市長等に対して意見を述べ、若しくは是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は苦情等の原因が制度そのものに起因するときは当該制度の改善に関する提言を行うことができる。

3 市長等は、オンブズマンの職務の遂行に関しその独立性を尊重し、積極的な協力援助を行うとともに、オンブズマンから勧告又は提言を受けたときは、これを尊重し、誠実かつ適切に処理しなければならない。

(職員及び組織)

第20条 市は、広く人材を求め、公正かつ有能な職員の任用に努めるとともに、適材適所の人事配置、効果的な人材育成並びに適切な人事評価及び処遇を行うことにより、職員及び組織の能力が最大限に発揮されるよう努めなければならない。

2 職員は、その職責が市民の信託に由来し、市民全体の奉仕者であることを自覚し、法令、条例等及び任命権者の指示に従い、誠実、公正かつ能率的に職務を行うとともに、創意をもって自治の充実に努めなければならない。

3 市の組織は、市民に分かりやすく、効率的かつ機能的なものであるとともに、社会経済情勢の変化及び市民のニーズに的確に対応するよう編成されなければならない。

（適法・公正な市政運営）

第21条 市政運営に携わる者は、市政に違法又は不当な事実があった場合は、これを放置し、又は隠してはならず、組織の自浄作用により市政の透明性を高め、市政を常に適法かつ公正なものにしなければならない。

（政策法務）

第22条 市は、市民のニーズや市の行政課題に対応した主体的な政策活動を推進するため、自治立法権と自治解釈権を活用した積極的な法務行政を推進しなければならない。

2 市は、この条例並びに第13条第1項に規定する基本構想及び基本計画の目的を達成するため、分野別の基本条例、総合条例等を整備するものとする。

（行政サービス提供の基本原則）

第23条 市長等は、行政サービスに関する情報を分かりやすく市民に公表するとともに、公平かつ効率的で、質の高い行政サービスの提供を図り、市民満足度の向上に努めなければならない。

（自治体経営）

第24条 市長等は、事業の実施に当たり、最少の経費で最大の効果を上げるよう努め、地域における資源を最大限に活用した事業の戦略的な展開を図るとともに、市民満足度の向上及び成果重視の観点を踏まえた自治体経営を推進しなければならない。

2 市長は、健全な財政運営に努めるとともに、市の財政、財務等に関する資料を作成して公表することにより、市の経営状況を的確かつ分かりやすく市民に伝えなければならない。

3 市長は、他の執行機関と連携を図りながら、各種の行政サービスを受ける市民間の負担の適正化及び社会資本整備等における世代間の負担の公平化を図られるよう、適切な財政政策を進めなければならない。

（行政評価）

第25条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、適切な目標設定に基づく行政評価を実施し、評価結果を施策等に速やかに反映させるよう努めるとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく市民に公表するものとする。

（監査）

第26条 監査委員は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査並びに市の事務の執行の監査をするに当たっては、事務事業の適法性及び妥当性のほか、経済性、効率性及び有効性の評価等を踏まえて行うものとする。

（出資団体等）

第27条 市長等は、市の出資団体に対して、適切な情報公開及び個人情報の保護が行われるとともに、市の出資した目的が効果的かつ効率的に達成できるよう、必要な支援及び要請を行うことができる。

2 市長等は、他の団体に出資又は業務の委託を行う場合は、必要な範囲で、当該団体

の業務及び財務に関する情報の開示を求めることができる。

- 3 市長等は、補助金の交付を行った団体等による公共的なサービスの提供に関する市民の苦情を受けた場合は、当該団体等の協力を得て、その苦情の内容を調査し、必要と認めるときは、当該団体等に対して意見、助言等を述べることができる。

（危機管理）

第28条 市は、緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、総合的かつ機動的な危機管理の体制を強化するため、市民、事業者等、関係機関との協力、連携及び相互支援を図らなければならない。

第6章 参加及び協働

（計画の策定過程等）

第29条 市長等は、基本構想、基本計画その他の重要な個別計画（以下「計画等」という。）の策定に当たっては、市民の多様な参加を保障するとともに、市民の検討に必要な情報を取りまとめた資料集等の作成を行うものとする。

- 2 市長等は、計画等の進捗状況の管理及び達成状況の把握を適切に行い、これを公表するとともに、社会情勢等の変化に弾力的に対応した計画等の改定を行うものとする。

（市民会議等の設置及び運営）

第30条 市長等は、市民、学識者等の意見を市政に反映させるため、市民会議、審議会等（以下「市民会議等」という。）を設置することができる。

- 2 市長等は、前項の規定により市民会議等を設置するときは、設置目的等に応じて委員の公募を行うとともに、委員の男女の比率、年齢構成及び選出区分が著しく不均衡にならないように留意し、同一の委員が著しく長期にわたって就任し、又は同時期に多数の市民会議等の委員に就任することのないように努めなければならない。

- 3 市長等は、法令、条例等に特別の定めがあるものを除き、原則として市民会議等の会議を公開しなければならない。ただし、市民会議等は、特別な理由があるときは、会議に諮り、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

（コミュニティ活動）

第31条 市長等は、市民の自発的な地域における自治活動及びコミュニティ活動が推進されるよう、活動拠点となるコミュニティ・センター及び地区公会堂（以下「コミュニティ施設」という。）の環境整備及び必要な支援を行うとともに、市民と連携したまちづくりを進めるものとする。

- 2 コミュニティ施設は、市民の、市民による、市民のための施設として、市民の自由及び責任を基調とした管理運営が行われなければならない。

（協働のまちづくり）

第32条 市長等は、市、市民及び事業者等の多様な主体が相互に連携協力し、まちづくり及び公共的なサービス提供の担い手となる協働のまちづくりを推進するため、市民協働センターの環境整備を行うとともに、必要な支援を行うものとする。

- 2 市長等は、協働のまちづくりの推進において、多様な主体が情報を共有し、意見を交換し、積極的な参加及び意思形成が図られるよう、多様で開かれた場と機会の創設

に努めなければならない。

- 3 市民、事業者等及び市長等は、計画の策定及び実施の過程において、市民参加の実効性を確保し、協働のまちづくりを推進するため、各々の役割、責務等を定めたパートナーシップの推進に関する協定を締結することができる。

（学校と地域との連携協力）

第33条 教育委員会は、地域と連携協力し、保護者、地域住民等の学校運営への参加を積極的に進めることにより、地域の力を活かし、創意工夫と特色ある学校づくりを行うものとする。

- 2 教育委員会は、地域及び市長と連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進めるものとする。

（出資団体及び他の官公庁との連携等）

第34条 市長等は、市の出資団体及び他の官公庁と連携し、総合的なまちづくりの推進を図るとともに、必要に応じ、協議会等を設置し、まちづくりの推進に関する協定等を締結することができる。

（住民投票）

第35条 市内に住所を有する年齢満18歳以上の者で別に定めるものは、市の権限に属する市政の重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、条例案を添え、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

- 2 前項の条例案において、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

- 3 市長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に市議会を招集し、意見を付けてこれを市議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

- 4 前3項に掲げるもののほか、第1項による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第74条第2項、第4項及び第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで並びに第74条の3第1項から第3項までの規定の例による。

第7章 政府間関係

（国、東京都等との政府間関係）

第36条 市は、基礎自治体である市町村優先の原則に基づき、国、東京都等（以下「国等」という。）との適切な政府間関係の確立が図られるよう、国等に対し制度、政策等の改善に向けた取組を積極的に行うとともに、関係団体、市民及び事業者等と連携協力し、自治基盤の強化に努めなければならない。

（他の自治体等との連携）

第37条 市は、他の自治体等と連携して、行政サービス、施設の相互利用、共通する課題への広域的対応等を行うことにより、市民サービスの向上を図り、効果的かつ効率的な市政運営を行わなければならない。

（海外の自治体等との連携及び国際交流の推進）

第38条 市は、海外の自治体、研究機関、市民活動団体等との連携、交流及び協力を推

進するとともに、市民による公共的な国際活動への支援を行うことにより、相互理解の推進、共通する都市問題への取組及び平和、人権、環境等の地球規模の諸問題への取組を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

自治基本条例制定までの経過

市では、みたか市民プラン 21 会議から提言を受け、平成 13 年に確定した第 3 次基本計画に自治基本条例の制定を掲げるとともに、平成 14 年 10 月に三鷹市まちづくり研究所に新たに第 2 分科会を設置し、検討を始めました。第 2 分科会は、西尾勝国際基督教大学教授を座長とし、学識者、住民協議会の委員やみたか市民プラン 21 会議で活動された方、「自治基本条例をつくるみたか市民の会」のメンバー、公募委員により研究を進め、平成 15 年 11 月 5 日に報告書を清原市長に提出しました。

平成 16 年 1 月には「みたかの自治基本条例を考えるフォーラム」を開催し、同年 7 月には、条例に盛り込む内容を項目ごとに整理し、条例の全体像がわかるようにした「三鷹市自治基本条例要綱案」を公表しました。また、平成 17 年 3 月には条例に定める内容を素案としてまとめた「三鷹市自治基本条例検討試案」を策定しました。「要綱案」や「検討試案」の策定後には、広報みたかや市ホームページで公表しパブリックコメントを行うとともに、「まちづくり懇談会」や「出前説明会」を開催するなど、市民参加の取り組みを行いました。

市では、平成 17 年 6 月の市議会定例会に「三鷹市自治基本条例」を提案しました。同条例の提案を受け、市議会において「三鷹市自治基本条例審査特別委員会」を設置し、審議が行われました。同年 9 月 29 日には市議会本会議において原案どおり可決・成立し、10 月 1 日に公布されました。

三鷹市基本構想

平成13年 9 月28日

市議会議決

「人間のあすへのまち」を求めて

～平和、人権、自治を基調として～

三鷹市基本構想は、新たな世紀における、三鷹の更なる飛躍と発展のための指針として策定されるものです。私たちは、長年にわたってこのまちをはぐくんできた全ての人の情熱と努力をいしずえとして、新しい三鷹の創造をめざします。

私たちは、日本国憲法に基づき、世界平和への寄与、基本的人権の尊重、協働とコミ

ュニティに根ざした自治の推進を基調として、「人間のあすへのまち」の実現をめざします。これは、将来にわたって世界の人びとと共有すべき普遍的な理念であり、私たちが新たな世紀に掲げる基本的な目標です。私たちは、三鷹から世界に広がる地球的な視野をもって環境に配慮し、人と自然が共生できる循環型社会の実現をめざします。そして、様々な人びとと共に生き、共に責任を担いながら、協働で三鷹のまちをはぐくみつつけます。

第1 目的

この三鷹市基本構想（以下「構想」とします。）は、新たな世紀における三鷹市の基本目標とその実現のための総合的かつ計画的な施策の方向を定めることを目的とします。

第2 目標年次

構想の目標年次は、おおむね2015年（平成27年）とします。

第3 計画人口

計画人口は、計画期間内の最大人口予測値を基礎として、おおむね175,000人とします。

第4 基本理念

構想の基本理念を、平和の希求、人権の尊重、自治の実現とします。私たちはこの基本理念を基調とし、三鷹から世界に広がる地球的な視野をもって環境に配慮し、人と自然が共生できる循環型社会の実現をめざします。そして、様々な人びとと共に生き、共に責任を担う協働のまちづくりを推進します。

第5 基本目標

構想の基本目標を「人間のあすへのまち」とします。この基本目標は、「高環境・高福祉のまちづくり」によって実現されます。

1 高環境：緑と水の公園都市の創造

安全性や利便性、快適性などの視点から、都市全体をうるおいをもった緑と水の

公園都市として創造することによって、高環境のまちをめざします。

2 高福祉：いきいきとした豊かな地域社会の形成

全ての人びとが健康で安心して生活できる、文化の薫り高い、いきいきとした豊かな地域社会を形成することによって、高福祉のまちをめざします。

第6 自治体経営の基本的な考え方

協働とコミュニティの展開を基礎においた自治の推進に関する基本的な制度等を整備し、効率的で開かれた「21世紀型自治体」を実現します。自治体経営の視点から、地域における資源を最大限に活用した事業の戦略的展開を図り、変化に柔軟かつ機動的に対応できる推進体制を整備します。また、トップマネジメントと執行体制の確立、議会の権能の発揮と協力、市民、NPO、事業者等との協働を基本としながら、重点課題の設定や行政評価の実施により、効率的な行政を推進します。

1 行政の役割転換

市民満足度の向上の観点から、総合的な行政評価制度の構築や積極的な民間活力の活用などにより、行政運営に競争原理を導入します。安定した市民生活を保障するための仕組みをつくるとともに、市は主体性と責任をもちながら、行政の主な役割を、これまでの直接的なサービス提供中心のあり方から総合的なコーディネート機能を重視したあり方へと転換していきます。

2 協働のまちづくりの推進

計画の策定やその推進にあたっては、コミュニティ住区の視点を基礎に置くとともに、全市域的な視点からも地域の人材、情報、歴史、文化、自然環境、民間活力などのあらゆる資源を活用します。市民満足度を的確に把握し、市民の声を市政に反映する総合的な公聴・相談システムを構築するとともに、市民、NPO、事業者等との協働によるまちづくりを積極的に推進し、社会の変化や市民の価値観の多様化に適切に対応します。

3 成果重視の行政経営システムの確立

成果重視の行政経営システムを確立するため、達成目標の明確化、組織体制の整備、事務事業の見直しなど徹底した行財政改革を推進します。都市税財政の自立性の強化、受益と負担の適正化、財源の拡充など健全な財政運営の維持に努めます。先導的モデル事業や実証実験型事業の実施、公共施設等の改修時における新しい機能の付加などによって戦略的な事業展開を図ります。

4 柔軟で機動的な推進体制の整備

柔軟で機動的な推進体制を整備するため、横割り組織と情報システムの積極的な活用、人材の育成、危機管理体制の確立を図ります。また、国、都、他の公共機関、事業者等との連携に努めるとともに、課題に応じた広域的な都市間ネットワークを形成します。

5 透明で公正な行政の確立

行政の説明責任に基づき、市民にとってわかりやすい情報の提供に努めるとともに、積極的かつ迅速な情報公開を推進します。電子媒体を使った申請や届出など情

報システムを活用した「電子自治体」の構築を図ります。男女平等、環境保全、バリアフリーなどの課題について行政がみずから率先し、先導役として社会全体への波及に努めます。

第7 都市空間整備の基本的な考え方

基本目標の実現に向けて、都市構造やコミュニティ住区を基礎とし、地域の特性を考慮した個性的で魅力的な都市空間の整備を図ります。また、都市計画道路等の整備による格子状の都市構造の形成にあわせて、防災やまちづくりの基礎単位となるブロックを設定します。さらに、人口が適正な規模となるよう努めるとともに、災害に強い都市の形成を基本に、良好な環境と都市の利便性が調和し、景観に配慮した高品質の都市空間を創造します。

1 都市構造を基礎とした整備

(1) 都市の骨格

都市空間の骨格の形成を図るため、広域的な視点もふまえた都市軸や歩行者を中心とした緑と水の軸線を設定します。

(2) 都市の拠点

都市空間の重点的・先行的な整備や誘導を図るため、地域の特性に応じて活性化、文化・スポーツ、緑と水などの拠点を設定します。

(3) 都市のゾーニング

住宅地、商業地、工場、農地など、土地利用の特性に基づいた機能分担と連携を図るため、住環境、自然環境、活動環境の視点によるゾーニングを行います。

2 コミュニティ住区を基礎とした整備

コミュニティ住区を基礎とした協働のまちづくりにより、コミュニティ意識の醸成を図りながら、個性ある魅力的な都市空間を創造します。

第8 「高環境・高福祉のまちづくり」を進める8つの施策

基本目標である「人間のあすへのまち」は、「高環境・高福祉のまちづくり」を進める8つの施策によって推進されます。

1 世界に開かれた平和・人権のまちをつくる

(1) 基本的視点

全ての人の基本的人権を保障し、人種、国籍、性、信条、障害の有無、社会的身分などによるあらゆる差別の解消を基本原則として、平和を希求し、世界に開かれた平和・人権のまちをつくります。

(2) 施策の方向

国際化の推進

人権を尊重し、多様な文化を理解し合う地球市民意識の醸成を図りながら、地域での市民主体による広範な国際交流活動を推進するとともに、海外の自治体や団体との連携に努め、外国籍市民等にも暮らしやすく、世界に開かれたまちづくりを進めます。

平和・人権施策の推進

憲法の平和主義と人権の尊重の精神に基づく平和施策の推進を図るとともに、地球市民としての自覚をはぐくみ、人権意識の定着化を図ります。

男女平等社会の実現

男女が自立した個人として尊重され、あらゆる分野で平等に活動できるよう、男女の固定的な役割分担を見直すとともに、積極的に格差是正に取り組むことにより、男女平等社会の実現を図ります。

2 魅力と個性にあふれた情報・活力のまちをつくる

(1) 基本的視点

市民生活の充実や地域の発展に向けて、魅力ある地域産業の育成、都市基盤および情報通信基盤の整備、情報ネットワークの形成を図ることによって、情報・活力のまちをつくります。

(2) 施策の方向

情報環境の整備

都市の活性化を促進するため、情報通信技術の革新に対応した基盤整備を行うとともに、市民、NPO、事業者等と協働して情報ネットワークの形成を進めます。また、個人情報の保護や情報格差の是正等に努め、安全で利用しやすい情報環境の実現を図ります。

都市型農業の育成

様々な機能を持つ農地を都市の貴重な資源として計画的に保全し、都市型農業を育成するとともに、地域との積極的な交流促進を図ります。

都市型産業の育成

地域社会と共生し、住環境と調和した都市型工業への転換を支援するとともに、研究開発型企業や情報通信技術を活用したSOHOなどの育成・誘致を図り、都市型産業の発展に努めます。

商業環境の整備

三鷹駅前中心市街地の活性化を図るとともに、幹線道路沿道の周辺環境との調和ある発展や地域商店街の整備に努め、地域の特性に合った魅力ある買物空間の創出に努めます。

また、市内および近隣の集客力の高い文化・スポーツ施設と連携した商業振興を図ります。

消費生活の向上

市民の多様化・複雑化する消費生活に対応した適切な情報提供や相談業務の拡充、学習啓発活動の充実を図り、消費者の自立支援と保護に努めます。

また、勤労者の福利厚生の実現を図り、雇用問題を含め、安心して働ける条件を整えます。

再開発の推進

三鷹駅前地区や工場跡地などの都市空間の再開発を進め、地域特性を活かし

た魅力と活力のあるまちづくりに向けた都市機能の修復・強化を図ります。再開発にあたっては、景観や環境に配慮するとともに、防災機能の向上に努めます。

3 安全とうるおいのある快適空間のまちをつくる

(1) 基本的視点

災害に強い都市基盤の整備を図ることを基本に、バリアフリーのまちづくりを推進し、都市の利便性と緑や水などの自然環境が調和した、うるおいのある快適空間のまちをつくります。

(2) 施策の方向

安全で快適な道路の整備

誰もが安心して生活できるようバリアフリー化を積極的に推進し、安全で快適な道路空間を形成するとともに、周辺環境に配慮しながら幹線道路や生活道路等の重点的な整備を進めます。

緑と水の快適空間の創造

まち全体が緑豊かでうるおいのある快適な空間となるよう緑と水の保全、回復、創出およびネットワーク化を推進するとともに、地域の特性を活かした都市景観を形成します。

住環境の改善

市民一人ひとりの安全で快適な住環境への配慮と相互理解のもと、協働による重点的なまちづくりを推進するとともに、建築指導の強化を図ります。また、日常的な防犯対策の充実に努めます。

災害に強いまちづくりの推進

市民の生命と財産を守るため、幹線道路の整備や災害危険度が高い地域の改善など都市の防災化を推進するとともに、自主防災組織の支援の充実、危機管理体制の強化、防災設備の拡充や災害時における弱者対策など災害に強いまちづくりを推進します。

都市交通環境の整備

人と環境に配慮した総合的な交通対策を確立し、バス交通網の整備や自転車交通施策の充実・強化を図るとともに、新しい交通システムの導入に取り組みます。また、地域内通過交通の抑制や交通安全施設の設置など日常的な対策を拡充します。

4 人と自然が共生できる循環・環境のまちをつくる

(1) 基本的視点

地球環境の保全の視点に立って、持続的な発展が可能な循環型社会の実現に向けて、人と自然が共生できる良好な環境のまちをつくります。

(2) 施策の方向

環境保全の推進

地域の発展が自然環境や生活環境と調和した都市となるよう、環境に関する

意識の向上に努めるとともに、公害の防止、自然環境の保全・回復、エネルギーの有効活用など環境保全の推進を図ります。

資源循環型ごみ処理の推進

行政、市民、NPO、事業者等がそれぞれの役割に基づいて連携・協力し、ごみの発生の抑制、循環資源の再使用・再利用に努め、最終処分場への負荷を最小限にとどめるよう努力します。

水循環の促進

都市基幹施設である上・下水道施設の更新と広域的な視点からの再構築を図るとともに、節水対策の積極的な推進、合流式下水道の改善、雨水浸透施設による地下水の涵養や雨水利用など水資源の有効活用にも努め、水循環の促進を図ります。

5 希望と安心にみちた健康・福祉のまちをつくる

(1) 基本的視点

全ての市民が健康で安心できる豊かな生活をおくることができるよう、利用者の視点に立ったサービス提供システムを市民、NPO、事業者等と行政の協働によって確立します。バリアフリー化とサービスの質を保障する仕組みの構築を進め、コミュニティ住区等に基礎を置いた健康・福祉のまちをつくります。

(2) 施策の方向

地域福祉の推進

高齢者や障害者が地域に生きる一員として尊重され、自立的に生活できる地域社会をつくるため、保健、医療、福祉の連携を基礎とした福祉を支える環境づくりを推進し、市民、NPO、事業者等と行政の協働によるサービス提供体制の拡充を図ります。

高齢者福祉の充実

高齢者が生きがいを持ち、地域の中で自立して生活できる環境づくりを介護保険制度などの運営を基礎として推進します。また、事業者やNPOなどによる高齢者へのサービス提供が、利用者の視点に立ったものとなるよう、システムの確立に努めます。

障害者福祉の充実

障害者が人権を尊重され、個性を活かしつつ社会の一員として自立した生活をおくるための条件を整えるとともに、利用者の視点に立ったサービスが適切に受けられるよう、障害者福祉の充実に努めます。

生活支援の充実

生活保護世帯に対する的確な保護の実施と自立に向けた相談、助言および援助の充実に努めます。国民年金の相談体制、国民健康保険事業の充実に図るとともに、制度の改善を国に要請します。

健康づくりの推進

健康な地域づくりを推進するため、疾病の予防・早期発見施策を充実すると

ともに、保健、医療、福祉の連携による総合的な健康・福祉サービスの提供に努めます。

6 いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちをつくる

(1) 基本的視点

全ての子どもが人権を尊重され、家庭、学校や保育園等、地域の連携の中でいきいきと毎日をおくることができるようにします。また、学校が健やかな心と体をはぐくむ豊かな学びの場となるよう施策を充実し、社会性と創造力を備え、個性にあふれた子どもが輝く教育・子育て支援のまちをつくります。

(2) 施策の方向

子どもの人権の尊重

全ての子どもの人権が尊重され、性別、国籍、障害の有無にかかわらずのびのびと生活し、いかなる場合においても虐待や差別を受けることのないよう、施策の拡充に努めます。また、子どもが地域社会の中で自主性や創造性ととともに社会性を養えるよう、地域と家庭の連携によって子どもの成長を支援する施策の充実に努めます。

子育て支援の充実

誰もが安心して子育てができるよう、在宅の子育て支援、保育園・学童保育所・児童館などの子育て支援事業の充実、ひとり親家庭の支援、保育園・幼稚園・学校の連携などにより子育て支援の充実に努めます。

魅力ある教育の推進

子ども一人ひとりがいきいきと育つ学校教育の実現をめざして基礎的・基本的な内容を重視した指導を行います。さらに総合的な学習を基礎とした国際化や情報化、地域への参加や自然との共生など、子どもの個性に対応できる、新しい教育課題への取り組みを進めます。また、地域と密接な連携を図り、多様なニーズに対応できる三鷹らしい教育をめざします。

安全で開かれた学校環境の整備

学校を児童・生徒にとって優れた教育の場にするとともに、子どものための遊び場として、また、幼児から高齢者まで、ひろく市民に開かれた場として地域の財産となるよう、学校の公園的な整備と複合的な活用を進めます。

7 創造性と豊かさをひろげる生涯学習・文化のまちをつくる

(1) 基本的視点

幼児から高齢者まで、市民誰もが、いつでもどこでも学び、活動することができるよう、場と仕組みの整備と充実を図り、生涯にわたって豊かな人生が送れる生涯学習・文化のまちをつくります。

(2) 施策の方向

生涯学習の推進

市民一人ひとりが、みずからを高める機会を生涯にわたって確保できるよう、小・中学校等の積極的な活用を図り、市民参加型の生涯学習を推進します。様々

な学びの場としての「市民大学」に関する施策を拡充し、総合的な生涯学習施設の整備を図ります。

また、図書館活動の充実を図るとともに、関連施設との相互協力とサービスのネットワーク化を進めます。

市民スポーツ活動の推進

市民の健康・体力の増進を図り、いきいきとした市民生活を実現するため、幼児から高齢者まで、誰でも参加できる地域単位の総合的なスポーツ活動の振興を関係団体と協力しながら推進するとともに、スポーツ施設の建設・整備を進めます。

芸術・文化のまちづくりの推進

市民の芸術・文化活動を支援するとともに、全国に発信できる文化施設の整備や既存の文化施設の活用・充実に努めます。地域の歴史や文化にかかわる資源の保存、展示、ネットワーク化により、芸術・文化の資源を活かした魅力あるまちの創造を図ります。

8 ふれあいと協働で進める市民自治のまちをつくる

(1) 基本的視点

協働とコミュニティの展開を基礎においた自治の基本的な制度等を整備するとともに、市民の自立した活動を支援する施策の拡充を図り、市民、NPO、事業者等と行政が協働する市民自治のまちをつくります。

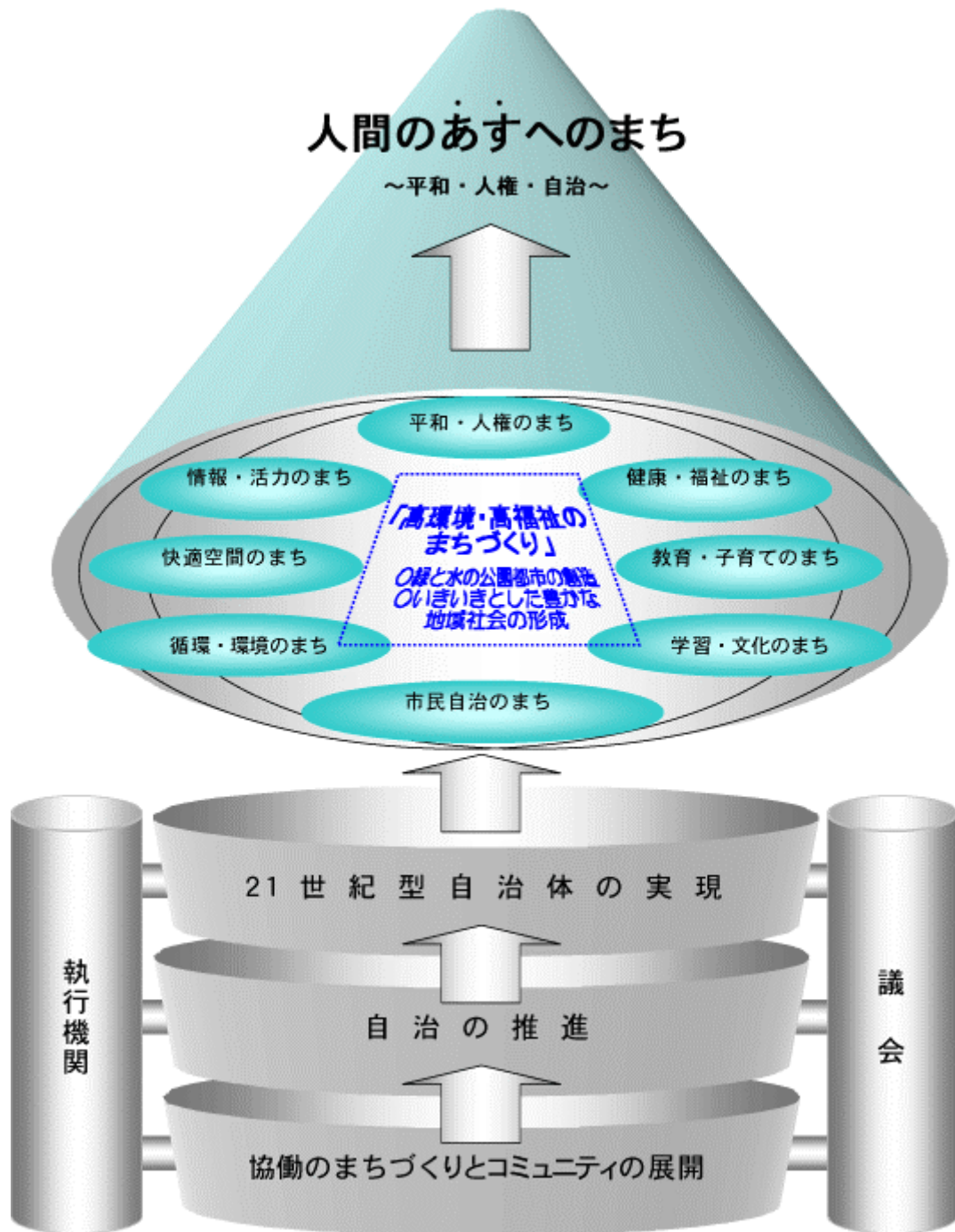
(2) 施策の方向

コミュニティの展開と協働のまちづくりの推進

地域環境の向上と市民生活の充実に向けて、市民、NPO、事業者等と行政が、それぞれの役割に応じて協働するコミュニティの新たな展開を図ります。まちづくりに関する調査研究、実行、評価などを行うNPO等への支援に努めます。また、NPO等の活動の充実やネットワーク化に向けた支援のため、施設整備や制度の創設を図ります。環境や福祉の活動等と連携した地域通貨などの新たなルールや仕組みづくりへの支援に努めます。

「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立

「21世紀型自治体」を実現するため、総合的な行政評価システムの確立や積極的な民間活力の活用、戦略的な事業展開による成果重視の行政システムの構築などに取り組みます。また、行政情報のより積極的な公開や「電子自治体」に向けた基盤の整備を進め、多様で広範な市民参加による協働のまちづくりを推進します。議会との整合を図りながら協働とコミュニティの展開を基礎においた自治の推進に関する基本的な制度等を整備します。地方分権の更なる推進に向け国や都に対して権限と税財源の適正な配分と拡充を求め、都市自治の確立に努めます。



これまでの市民参加・協働の取り組みの概要

1 コミュニティ行政・住民協議会

三鷹市のコミュニティ行政は、ポスト下水道行政（昭和 48 年に全国に先駆けて下水道整備 100%を達成）として、昭和 46 年に三鷹市第 2 次中期財政計画の中でコミュニティ・センター構想を発表してから、全国に先駆けてスタートしました。コミュニティ行政導入のきっかけは、その前年に当時の鈴木平三郎市長が旧西ドイツでコミュニティ・センターを視察したことでした。地区住民が集い、話し合い、ともに楽しみ、住民参加の基盤となっているコミュニティ・センターに感銘を受けた鈴木市長は帰国後早速、施策として導入することにしました。第 2 次中期財政計画において、コミュニティについての行政の役割は、「コミュニティ活動への動機づけと活動の場を提供すること、つまりコミュニティ活動の手段と媒体とを用意する限りにおいて近隣社会の創造に係わりあうこと」とされ、その具体的施策としてコミュニティ・センターを 5 か所整備し、地域住民による自主管理により運営するということが決められました。また、住民協議会に対してコミュニティ活動助成金およびコミュニティ・センター管理運営についての助成金が交付されることとしました。昭和 48 年には大沢住民協議会を設立し、翌 49 年には三鷹市のコミュニティの理念とセンターの住民管理方式が明文化されたコミュニティ・センター条例を制定、第 1 号として大沢コミュニティ・センターが開館しました。

昭和 53 年に策定された第 1 次基本計画では、約 16 平方キロメートルの市域内に 7 つのコミュニティ住区とおおむね 24 の近隣住区を設定し、各コミュニティ住区にはコミュニティ・センターを、近隣住区には地区公会堂を設置することとしました。この基本構想・基本計画の整備方針に基づき、昭和 50 年代には、昭和 53 年の牟礼コミュニティ・センター（三鷹市東部地区住民協議会が管理運営）を皮切りに井口（三鷹市西部地区住民協議会が管理運営）井の頭（分館）（三鷹市井の頭地区住民協議会が管理運営。なお、分館は平成 17 年に地区公会堂となる。）新川中原（新川中原住民協議会が管理運営）連雀（連雀地区住民協議会が管理運営）の順で 5 つのコミュニティ・センターが開館しました。

昭和 60 年に策定された第 1 次基本計画（改定）では、コミュニティを核とする福祉、防災への取り組みなど、ソフト面も重視されるようになりました。昭和 62 年には井の頭コミュニティ・センターの本館が開館しました。

平成 5 年には三鷹駅前コミュニティ・センター（三鷹駅周辺住民協議会が管理運営）も開館して、7 つの住区すべてにコミュニティ・センターができました。平成 17 年には、井の頭コミュニティ・センター新館が開館しました。

また、「2 市民参加と協働」で詳しく述べるように、昭和 54 年から平成元年にかけて、住民協議会を中心に住区の生活環境診断を行うコミュニティ・カルテを 3 回実施するとともに、「まちづくりプラン」の作成を行いました。

2 市民参加と協働

三鷹市では、昭和 40 年代のはじめから、計画に基づいて行政運営を行ういわゆる「計画行政」を推進してきました。また、その当初から計画策定の過程で必ず市民参加を行う姿勢を貫き、市民参加の経験を重ねてきました。

昭和 53 年に策定された第 1 次基本計画の中で、住民協議会を中心に、住民自らの手で、住区の生活環境を点検し、現在の状況はどうなっているのか、将来どうしたらよいのか等についてまとめる「コミュニティ・カルテ」の手法を取り入れることを明記し、昭和 54 年～56 年にかけて第 1 回コミュニティ・カルテを実施しました。その後、実施計画の改定期にあわせて第 2 回（昭和 59 年）第 3 回（昭和 63 年）のコミュニティ・カルテを実施し、地域のニーズを計画に反映しました。また、第 3 回コミュニティ・カルテでは従来の手法に加え、新たに 10 年後の住区の将来像を検討して地域のまちづくり計画を作成する「まちづくりプラン」の手法を導入しました。この「まちづくりプラン」にまとめられた住民協議会からの提案は、平成 4 年に策定された「第 2 次基本計画」や「緑と水の回遊ルート整備計画」に取り入れられ、三鷹市のまちづくりの基礎となりました。また、「第 2 次三鷹市基本計画」の策定にあたっては、さらに「三鷹市長期計画案検討市民会議」での検討を行いました。

平成 8 年には、社会経済状況の急激な変化に合わせて第 2 次基本計画の改定を行いました。この改定では、平成 7 年 7 月から 8 月にかけて、各住民協議会との間で「まちづくり懇談会」を開催しました。また、平成 7 年 10 月から平成 8 年 1 月にかけて、「長期計画案検討市民会議」を開催しました。この市民会議には、公募 8 人を含む 71 人の委員が参加し、3 つの分科会に分かれ、全体会 5 回、分科会 12 回を行い、計画素案に対して約 280 項目の意見をまとめて市長へ提出しました。

協働のまちづくりの手法の 1 つであるワークショップは、市の委託を受けて当時の財団法人まちづくり公社が実施した平成 8 年の「井の頭手のひら児童遊園」の改修プランづくり、平成 9 年の「丸池復活プランづくりワークショップ」を皮切りに実施されるようになりました。（次ページ「ワークショップ等の実施状況」参照）

平成 10 年に策定した土地利用総合計画（都市計画マスタープラン）では、約 1 年間にわたって、アンケート、三鷹市ホームページへの素案掲載と意見募集、31 回に及ぶ「まちづくり懇談会」の開催などの市民参加が行われました。

また、昭和 63 年には、三鷹市と国際基督教大学により、学識経験者と市職員が共同で、市のまちづくりの政策課題に関する調査研究や三鷹市の長期展望・マスタープランに関する調査研究などを行う機関として「三鷹市まちづくり研究会」を設置しました。平成 7 年には、三鷹市まちづくり公社に移管され、名称も「三鷹市まちづくり研究所」と改められました。まちづくり研究所では、学識経験者と市職員のほか、市民、事業者等の参加の得て活発な活動が行われ、「新しい市民参加のあり方」（平成 10 年）など、多くの政策提言がまとめられました。さらに平成 14 年には市が直接運営することとし、平成 13 年に策定された基本構想・基本計画に盛り込まれた政策課題を実現させるための 1 つの手法として

の機能が期待され、市民参加によって策定された計画の実現方法を、市民参加により議論する協働の場としての新たな位置づけを持つこととなりました。この段階では「自治基本条例（仮称）の制定に向けた調査・研究について」（平成 14～16 年）「男女平等参画条例（仮称）の検討について」（平成 16・17 年）などをテーマとして調査研究を行いました。

ワークショップ等の実施状況

項 目 等	内 容
夢の公園づくりワークショップ 平成 8 年 3 月～8 月計 6 回 旧三鷹市まちづくり公社（現株 まちづくり三鷹）主催。井の頭 地区住民協議会後援	井の頭手のひら公園（井の頭四丁目、116.23 m ² ）の改修プランづくり。立体模型、公園想像物語づくり、旗上げアンケート、工夫カードなどで考え方の方向性とデザインの共通項を集めてまとめた。参加者により井の頭まちづくりの会発足。その後もガーデニング講習会や園芸講習会、日頃の手入れ等を行っている。
丸池復活プランづくりワークショップ 平成 9 年 2 月～11 月計 7 回 丸池復活プランづくり運営委員会主催	仙川の水源であったとも伝えられる池の復活を中心とする新川丸池公園（新川五丁目）の整備プランづくり。タウンウォッチング、イメージのすりあわせ、模型づくり、現地での原寸確認など積み重ね、延べ 1,000 名近くの参加によりプランをまとめた。参加者により丸池の里わくわく村発足。公園の清掃、梅林の管理、イベント開催など丸池の里での様々な活動を行っている。
丸池実施設計ワークショップ 平成 10 年 7 月～11 年 4 月計 4 回 丸池復活プランづくり運営委員会主催	第一期として整備する 3,061.96 m ² についての実施設計のため、池、橋、植栽、トイレなどの具体的なデザイン、素材などを細かく検討。整備工事中には、参加者により水草植えなどの作業も行われた。
高山小学校建て替えプランづくり 平成 10 年 7 月～11 年 3 月 三鷹市教育委員会・三鷹市主催	子ども、教職員、PTA、地域住民などから、意見や要望を出してもらうため、「未来の学校づくりイベント」や地域住民意見交換会などを開催。3,000 件あまりの要望等を組み入れた 3 プランの提示とアンケートなどで新校舎のプランをまとめた。
深大寺つばめ児童遊園ワークショップ 平成 11 年 10 月～12 年 3 月計 4 回 旧三鷹市まちづくり公社（現株 まちづくり三鷹）主催	閉園していた深大寺つばめ児童遊園（深大寺一丁目、356.94 m ² ）を新しい公園として再開園するためワークショップを開催。整備後もガーデニング講習会や工作教室を開催し、地域の人々とともに、手づくりにより公園づくりを進めている。
新川丸池公園北側斜面地ワークショップ 平成 12 年 1 月～7 月計 7 回 丸池復活プランづくり運営委員会主催	新川丸池公園の北側斜面地（新川三丁目、3,340 m ² ）への拡張のための整備プランづくり。周辺散策、全体のイメージづくり、モデル案作成、現地での原寸確認などを行い、丸池の里の中での位置付け、ユニバーサルデザインに配慮しながらプランづくりが行われた。「みはらしやま公園」と名付けられた。
丸池第二期ワークショップ 平成 15 年 11 月～16 年 5 月計 6 回 丸池第二期ワークショップ運営委員会主催	新川丸池公園の第二期整備工事に向けて、3,262.02 m ² の整備プランを策定するためのワークショップを開催。参加者延べ 450 名。そのうちの 250 名は周辺小学校を中心とした小中学生で、大人と一緒に意見を出し合いプランを作成した。

3 みたか市民プラン 21 会議

「みたか市民プラン 21 会議」(市民 21 会議)は、三鷹市の基本構想・第 3 次基本計画策定に向けて市民の視点からの提言を行うための市民参加組織として、平成 11 年 10 月に発足しました。

発足に先立ち、平成 10 年にまちづくり研究所において、「新しい市民参加のあり方」を検討し、同年 12 月には、基本構想・基本計画の策定に際して「白紙からの市民参加」を実施するよう市長に提言しました。また、平成 11 年 5 月には 58 名の市民からなる「みたか 21 世紀市民プラン検討会議(仮称)準備会」を設置し、検討会議の組織案、会議のルール案、市とのパートナーシップ協定案等について検討を行いました。

市民 21 会議は、市が素案を作成する前の段階からの「白紙からの市民参加」を行う組織として、メンバー全員が公募に応じて自主的に登録し(登録人数 375 名)市との関係やお互いの役割と責務を明記した「パートナーシップ協定」(次ページ参照)を締結して活動を行いました。発足後、「都市基盤の整備」「安全な暮らし」「人づくり」「安心できる生活」「都市の活性化」「平和・人権」「市民参加のあり方・NPO 支援」「情報政策」「自治体経営」「地域のまちづくり」の 10 のテーマからなる分科会に分かれて検討を行うなど、約 1 年間の検討を経て、提言集「三鷹市民プラン 21」を平成 12 年 10 月 28 日に市へ提出しました。

市ではこの提言集を受けて、新基本構想と第 3 次基本計画のそれぞれ「第一次素案」「第二次素案」の形で作成して提示し、市民 21 会議からはそれに対応して、計 4 回の意見書の提出を行いました。これらの検討の結果、基本構想は平成 13 年 5 月末までに最終案がまとまり、6 月議会へ提案され、議会特別委員会での審議の後 14 か所の修正を受けて、平成 13 年 9 月 28 日に議決されました。また、第 3 次基本計画は基本構想の議決を受けて最終的な調整を行い、平成 13 年 11 月 28 日に確定しました。

市民 21 会議はパートナーシップ協定に定められた有効期限に従い、基本構想・基本計画の策定終了を受けて、平成 13 年 11 月 30 日に第 20 回の全体会を開催し、2 年間にわたる活動を終了しました。(全体会、分科会など会議の総数は 773 回)

みたか市民プラン 21 作成に関するパートナーシップ協定

市民の自立的な組織である「みたか市民プラン 21 会議」（以下「市民 21 会議」と略します。）と三鷹市（以下「市」と略します。）は、2001 年に予定されている市の基本構想・基本計画の策定に向けて「みたか市民プラン 21 作成に関するパートナーシップ協定」（以下「パートナーシップ協定」と略します。）を次のとおり締結します。

1 パートナーシップ協定の目的

このパートナーシップ協定は、市の政策形成や三鷹のまちづくりに市民の意見を反映させるための「みたか市民プラン 21」（以下、「市民プラン」と略します。）を作成するにあたり、市民 21 会議と市との間の関係や役割分担、相互協力の内容などを定めるものです。

2 市民プランの構成

市民プランは「三鷹市への提言」「関係機関への提言」「市民自らの行動計画」という 3 つの要素を含んでおり、三鷹市基本構想の見直しと第 3 次基本計画の策定へ反映されるための提言として市長に提出されるものです。市民プランの作成から実現に至るまでの過程は別添の図のとおりです。

3 協働に関する 3 つの原則

市民 21 会議と市とは、協働の精神に基づいて、互いに次の原則を遵守します。

- (1) 対等な立場に立って議論や意見交換を行うこと。
- (2) それぞれの自主性を尊重すること。
- (3) 進捗状況について相互に連絡を密にし、互いに協力すること。

4 役割と責務に関する 8 つの約束

市民 21 会議と市とは、市民 21 会議の活動と市民プラン作成に関連して、以下に示すそれぞれ 8 つずつの役割と責務を持つものとします。

(1) 市民 21 会議の役割と責務

1. 市民 21 会議は自立的な組織として市民プランを作成します。

市民プランの検討・作成・実現に向けて、自ら進んで積極的に参加し、行動します。

また、市民プランを作成するために、検討内容に関する情報の収集、市民プランの起草などのさまざまな取り組みを行います。

2. 市民 21 会議は市民の意見や要望を幅広く集めて市民プランを作成します。

幅広い市民の要望をできる限り多く収集するために、各種フォーラム、ワークショップ、アンケート、学習会などを開催し、極力公正で実現性のある市民プランを作成します。

3. 市民 21 会議は市民相互の意見調整に努めます。

多様な意見を集約して市民プランに反映するために、既存の団体との情報や意見の交換、相互調整などを行います。

4. 市民 21 会議は情報を公開します。

市民プラン作成の経過・内容・成果などについて、より多くの市民の目に触れるように広く一般に情報公開や情報提供をするよう努めます。

5. 市民 21 会議はプライバシーを守ります。

市民プランを作成する過程で知り得た情報のうち、プライバシーに関するものなどについては、市の個人情報保護条例に基づいて個人情報の保護に努めます。

6. 市民 21 会議は計画素案への意見表明を積極的に行います。

市民プランに基づいて市が作成する計画素案等に対しても、その反映の度合いなどについて報告を受け、検討する機会を積極的に設定し、速やかに意見表明を行います。

7. 市民 21 会議は費用の使途を明確にします。

市民プランの作成にかかる費用のうち市が補助したものについては、その使途を明らかにし、適宜その額および内容を市に報告します。

8. 市民 21 会議は 2000 年 10 月末を目標に市民プランを作成し、市への提言を行います。

21 世紀に向けて市の基本構想・基本計画が策定されるために、市に対する市民プランの提出は、2000 年 10 月末を目標にして作業を進めます。

(2) 三鷹市の役割と責務

1. 市は市民 21 会議に対して情報を提供します。

市民プランの検討に必要な情報を収集、提供、公開します。

2. 市は市民 21 会議と市の各セクションとの間の連絡及び意見調整を行います。

具体的な検討に関して、市民 21 会議と市の各セクションとの連絡及び意見調整を必要に応じて行い、その結果を報告します。

3. 市は市民 21 会議の活動に必要な場所を提供します。

市民 21 会議が自立的な活動を行うための場所を提供します。

4. 市は専門家の派遣や調査活動などについて支援を行います。

市民プランの作成に関する専門的立場からの知識や情報の提供、各種調査活動の支援、講師などの人材の斡旋・派遣について、(財)三鷹市まちづくり公社のまちづくり研究所等の協力を得て、市民 21 会議を支援します。

5. 市は市民相互の意見調整を行うための支援を行います。

市民 21 会議による市民相互の意見調整について、その情報交換や意見調整を行う際の支援を行います。

6. 市は市民 21 会議が作成する市民プランを最大限、計画に反映します。

市は市民 21 会議が作成する市民プランについて、その提言内容を最大限反映して、基本構想・基本計画の素案を作成します。

7. 市は市民 21 会議に計画素案を提示し意見を求め、内容を調整します。

市民プランに盛り込まれた提言内容が基本構想・基本計画の素案に反映されているかどうか、反映できないとすればその理由について、市は市民 21 会議に対して提示し説明します。また、素案に対する市民 21 会議からの再提案を受け、相互に意見調整を行って最大限反映するよう努めます。

8. 市は運営上必要な経費を予算の範囲内で負担します。

市は、市民 21 会議が市民プランを作成するために必要な、会議の開催や調査、講師などの人材派遣、事務局人件費など、運営に関する諸経費を予算の範囲内で負担します。また、この経費のうち市民 21 会議に補助金として支出する部分については、その使途のチェックを行います。

5 相互の連絡調整について

市民 21 会議と市は、相互の連絡調整を円滑に行うため、全体の運営に関して調整を必要とする事項については、適宜、連絡調整会議を開催して協議します。

6 パートナーシップ協定の有効期限

パートナーシップ協定は、市民 21 会議と市との合意を以って発効し、新しい基本構想・基本計画の策定までをその有効期限とします。

7 市民プラン作成後の検証・評価について

市民 21 会議を構成する市民と市とは、基本構想・基本計画策定後も、三鷹のまちづくりに対して共に責任を持ち、協力を続けます。また、市民プランの着実な実現を図るため、市はその実施状況を市民に報告する義務を負うものとします。

8 その他

パートナーシップ協定に定めていない事項で、今後パートナーシップ協定を遂行する上で必要と認められるものについては、市民 21 会議と市との合意を得て、パートナーシップ協定に加えることができるものとします。

1999 年（平成 11 年）10 月 9 日

みたか市民プラン 21 会議

代 表

代 表

代 表

三鷹市長

4 市民協働センター

近年、課題解決型の市民活動が地域で盛んになるなか、まちづくりにおいてNPO等による市民活動の果たす役割がますます重要になり、地域のNPO・市民活動団体とのネットワークづくりやその支援体制づくりなど、新たな課題が生まれてきました。そこで、平成14年から17年まで、市の研究機関である「まちづくり研究所」において、「新しい協働型社会のあり方」を研究テーマとし、今日の協働型社会のあり方について調査・研究を進め、中でも早急に具体的な計画を立案すべき緊急課題である「市民協働センターのあり方について」を平成14年11月に緊急提言として市長へ提出しました。

市ではこの提言を受け、平成15年12月に、市民とともに新しいアイデアを生み出し、汗を流し、ともに事業を進める「協働のまちづくり」を進める拠点施設として、「三鷹市市民協働センター」を設置しました。この施設は、市民活動のサポート機能（活動支援・交流促進）のほか、まちづくりに関する調査・研究など、まちづくりへの市民参加の窓口機能と、市民が提案する「新しい公共」の分野における協働の推進機能も基本的な機能としてあわせ持っています。また、運営にあたっては、市民、NPO・市民活動団体などの参画による協働運営を目指していますが、当面は利用状況やニーズを把握しながら柔軟で試行的な運営からスタートし、成果の検証・見直しを図るなかで、体制を整備することとしました。そのため概ね市民協働センターの設置から3年間は市が運営し、公募市民を含めた準備委員会（平成16年2月設置）や企画運営委員会（平成16年7月設置）で運営体制や支援策など市民協働センターの機能について具体的に調査・検討を進めながら段階的に事業を拡充し、協働運営に移行することとしました。

平成17年12月には、まちづくりに関する市民参加の窓口機能、協働推進の拠点機能、市民活動の支援策、協働運営の具現化などの調査・研究についてまとめた報告書「安心していきいきと暮らせるまち三鷹～市民参加と協働のまちづくりの実現に向けて～」が企画運営委員会から市長へ提出されました。

（報告書は http://www.city.mitaka.tokyo.jp/a002/p017/pdf/d01700006101_11.pdf に掲載されています。）

平成18年度は、企画運営委員会のNPO法人化も含め、市民協働センターの協働運営に向けた調査研究を行うとともに、企画運営委員会に対し専門的な見地から助言を行うアドバイザーと、市民活動団体に対する相談・調整役としてのコーディネーターを配置し、事務局機能を強化する予定です。さらに、市民、市民活動団体、事業者、大学及び行政とのネットワークの拠点として、協働事業の提案窓口、地域課題の総合窓口、まちづくりに関する市民参加の総合窓口を具体的に担うこととしています。

なお、現在、市民協働センターでは、利用登録団体について、ボランティア・会員募集および各団体間の交流のため、市民協働センターの掲示板・ホームページなどに情報を掲載するとともに、市民協働センター内のレターケース(無料)やロッカー(有料)の利用ができるようになっていました。また、市民活動や市民協働センター事業にご協力していただける方（助っ人）を募集しています。